

# 被害者少年の実名報道と被害者支援

飯泉結衣

1. はじめに
2. 被害者少年の実名報道の現状
3. 被害者少年の実名報道のメリット・デメリット
4. 被害者支援と実名報道の衝突
5. 私見
6. おわりに

## 1. はじめに

犯罪報道においては、事件の社会的影響や国民の知る権利を理由に、被害の状況や背景が詳細に報じられることが少なくない。しかしその過程で、被害者本人の実名や個人が特定され得る情報が公開され、被害者に精神的苦痛を与える可能性がある。犯罪による直接的な被害に加え、報道を通じて生じる二次被害やステイグマにさらされることは、被害者の心身の健康やその後の社会復帰に大きな影響を及ぼすおそれがある。特に、被害者が少年である場合には、成長や将来への影響を踏まえ、実名報道のあり方について今後も十分な検討が求められる。

少年法は主に加害者少年の健全育成を目的として規定されているが、被害者少年についても、その年齢や発達段階を踏まえた特別な配慮が求められる。被害者少年の実名報道については、事件の重大性や社会的関心とのバランス、被害者のプライバシーや将来への影響、被害者支援の観点から慎重に検討していく必要がある。

被害者支援の分野では、心理的ケアや生活支援における配慮なども重要であるが、報道のあり方も被害者の回復や尊厳の保護に大きく関わる要素である。そこで本稿では、被害者少年の実名報道がもたらす影響を整理し、被害者支援の観点から望ましい報道のあり方について検討し、私見を述べていきたい。

## 2. 被害者少年の実名報道の現状

### （1）被害者の法的地位

犯罪被害者は、被害を受けた当事者であると同時に、保護されるべき地位を有している。平成16年に成立した犯罪被害者等基本法では、第1条に「この法律は犯罪被害者等のための施策に関し基本理念を定め並びに国地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の

権利利益の保護を図ることを目的とする。」とあり、同法第3条第1項では「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」、同法第3条第2項では「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」とある。つまり、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利は、被害者にも等しく認められているのである。

実名報道に関しては、明確に体系化された条文はないものの、様々な団体や各報道機関等によって実名報道に対する姿勢が示されている。日本弁護士連合会では、「報道機関に対し、犯罪被害者等の尊厳及びプライバシーを尊重し、その置かれている状況や意向に十分配慮することを求める意見書」<sup>1</sup>において、犯罪報道によって生じる報道被害や、それにより起こり得る二次被害への対応を示している。このように、被害者の実名報道に関しては、明確な法規制がない分、様々な機関で報道被害を防ぐためのガイドラインや意見が示されてきたのである。

## （2）各報道機関の姿勢

現在の犯罪報道において、実名報道は従来と比較すると控えられる傾向にある。これは、犯罪被害者のプライバシーの保護や心身への配慮、将来にわたる不利益を回避する必要性が重視されているためである。特に、性犯罪や重大な精神的被害を伴う事件においては、被害者の匿名性を確保することが報道倫理上の重要な原則とされている。

実際に、テレビ東京では社内の報道倫理ガイドラインを公開しており、実名報道について一定の基準を設けている。ガイドラインの第1章第3項では「(3) 実名報道を原則とするが、人権を尊重するうえで必要と判断した場合は匿名にすることがある」<sup>2</sup>、「(4) 被害者・被害関係者の心情に配慮する。集団的過熱取材や強引な取材によって、被害者やその家族、容疑者の家族などに威圧感を与えない。小中学生や幼児については特段の配慮をする」<sup>3</sup>と定めている。また、第2章第3項では、「事件・事故・災害の被害者は実名で報道することが原則である。ただし、被害者とその家族の人権

---

<sup>1</sup> 日本弁護士連合会（2023年12月14日）「報道機関に対し、犯罪被害者等の尊厳及びプライバシーを尊重し、その置かれている状況や意向に十分配慮することを求める意見書」、

〈[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/231214\\_5.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/231214_5.pdf)〉（2026年2月3日閲覧）。

<sup>2</sup> テレビ東京報道局（2002年8月）「テレビ東京・報道倫理ガイドライン」、

〈<https://www.tv-tokyo.co.jp/main/yoriyoi/rinri.html>〉（2026年2月3日閲覧）。

<sup>3</sup> テレビ東京報道局・前掲注(2)。

や被害感情、プライバシーに十分配慮し、場合によっては匿名とするなどの措置をとる。公共性・公益性と、被害感情やプライバシー尊重のバランスに常に留意しなければならない。」<sup>4</sup>としている。さらに、「幼児や小中学生など未成年の被害者で、心身の被害回復のため特に配慮が必要な場合は匿名とする。」<sup>5</sup>というように具体的な指針が示されている。このように、多くの報道機関や新聞社でも同様に実名報道を原則としつつも、配慮が必要な場合や、被害者が未成年の場合には匿名とする必要があるという姿勢が示されている。

### 3. 被害者少年の実名報道のメリット・デメリット

#### (1) メリット

被害者少年の実名報道には慎重な対応が求められる一方で、一定の条件下においては社会的に意義を持つ側面も存在する。第一に、実名報道によって被害の実態が社会に強く認識され、事件への関心や問題意識が高まる点が挙げられる。匿名報道では抽象化されがちな被害が、具体的な個人の経験として伝えられることで、犯罪の深刻さや被害者の置かれた状況への理解が促進される可能性がある。

このように、実名報道によって生まれた問題意識が議論を促し、制度の改善へとつながった例として、1999年10月26日に埼玉県桶川市で女子大生の猪野詩織さんが元交際相手の知人に殺害された「桶川ストーカー殺人事件」を挙げることができる。この事件は、被害者の猪野詩織さんの両親がストーカー被害の深刻さと娘の無念を社会に訴え続けたことが、ストーカー規制法の制定に繋がった事例であり、日本新聞協会もこの事例を事件の犠牲者を実名で報じる意義の一つとして挙げている。<sup>6</sup>

第二に、実名が公表されることで、被害者への社会的支援が可視化されやすくなる点もメリットとして挙げられる。事件が広く知られることで、周囲からの支援や支援活動が活発化し、被害者支援制度の充実や改善につながるきっかけとなる可能性が考えられる。

#### (2) デメリット

被害者少年の実名報道は、二次被害を拡大させるおそれがある点で大きな問題を抱えている。被害者の実名が報じられることで、同情や支援だけでなく、好奇の目や心ない誹謗中傷が向けられる可能性がある。特に心身の発達過程にある未成年の場合は、こうした反応を社会から受けることで、心理的負担を著しく増大させる可能性が

---

<sup>4</sup> テレビ東京報道局・前掲注(2)。

<sup>5</sup> テレビ東京報道局・前掲注(2)。

<sup>6</sup>日本新聞協会（2022年3月）「実名報道に関する考え方」、

〈<https://www.pressnet.or.jp/statement/20220310.pdf>〉（2026年2月3日閲覧）。

高い。

また、近年はSNSやインターネットの普及により、被害者の情報が半永久的に拡散・保存されるようになった。そのため、実名報道をきっかけに、学校や居住地域、家族構成などの個人情報が容易に特定され、本人の意思とは無関係に情報が流通し続ける状況が生じる。このような情報の拡散は、被害者少年の将来にわたって影響を及ぼし、進学や就職、人間関係の形成において不利に働く可能性も考えられる。

実際に、2024年12月24日に起こった北九州中学生殺傷事件では、犯人逮捕まで時間がかかったことから、SNS上で様々な憶測が出回った。「亡くなった子が警察署長の娘、署長は暴力団の捜査をしていたらしい」といった偽情報をはじめ、夜間に飲食店を訪れた被害者側に落ち度があるような心無い書き込みもあった。<sup>7</sup>被害者が警察署長の娘という憶測は、被害者と当時の警察署長の苗字が同じであったことから起きた勘違いであると考えられるが、これも被害者の実名が報道されなければ出回らなかつた憶測である。この事件では、亡くなった女子生徒と同時に被害にあった男子生徒の実名は報道されていない。しかし、心身の発達過程にある未成年にとって、SNS上の心無い投稿を目にすることは、心理的な負担に加え今後の人間関係など、将来に悪影響を与える可能性があると考える。

被害者支援では、安心できる生活環境の確保や心理的ケアが重視されるが、実名報道によって注目を集めることは、被害者が日常生活を取り戻す過程を妨げる要因となり得る。つまり、結果として報道が被害者少年の回復や自立を阻害する逆効果を生む可能性があるのである。

#### 4. 被害者支援と実名報道の衝突

被害者支援は、被害者が心身の安定を取り戻し、日常生活へと回復していく過程を支えることを目的としている。しかし、被害者の実名報道は、この回復過程と衝突する場合が少なくない。事件後、被害者には心理的ケアや安全な生活環境の確保が不可欠であるが、実名報道によって社会的注目を集めることは、被害体験のフラッシュバックや不安の増大を招き、回復を遅らせる要因となり得る。中でも、少年の場合発達段階の途上にあることもあり不安定になりやすく、報道による影響は深刻になりやすいと考えられる。

実名報道には、被害者自らが名乗る場合と、本人が望まない形で公表される場合が

---

<sup>7</sup> 読売新聞オンライン（2024年12月25日）「北九州市の中学生殺傷、SNSで「俺が犯人」偽情報や心ない投稿…識者「迅速に罰則科せられる制度検討を」」、  
[〈https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20241225-OYTNT50009/〉](https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20241225-OYTNT50009/)（2026年2月3日閲覧）。

存在する。前者は、被害の可視化や社会的問題提起を目的とし、被害者自身が主体的に選択する行為であるため、被害者支援との衝突は少ない。一方、後者は、被害者の意思や状態を無視して行われるものであり、被害者支援の妨げとなる危険性が高い。

このように、被害者支援と実名報道は、場合によって衝突する可能性がある。そのため、被害者少年の支援を効果的なものにするためには、被害者の同意や心身の回復、将来への影響を十分に考慮した上で、実名報道の是非を慎重に判断する姿勢が求められる。

## 5. 私見

被害者少年の実名報道をめぐる問題について検討してきた結果、被害者の保護と回復を最優先とする立場から、被害者少年に関する報道は原則として匿名とすべきであると考える。少年は心身の発達過程にあり、将来にわたる影響を十分に予測することが困難である以上、実名報道による不利益は極力回避されるべきである。

しかし、すべての場合に匿名での報道を行うのではなく、被害者の年齢や発達段階、被害の内容に応じた慎重な判断が必要である。被害者本人が十分な理解と意思能力を有し、かつ実名公表に明確に同意している場合や、被害者遺族が強く望む場合には、その意思を尊重する余地も認められるべきである。ただし、その同意は周囲からの圧力によるものではなく、専門家の支援のもとで慎重に判断される必要があると考える。

また、被害の詳細を過度に強調する表現や、被害者を特定し得る情報などの、二次被害を助長するおそれがある報道内容にならないよう、報道機関は慎重な検討を行う必要がある。そのため、表現方法においても、被害者支援団体との連携により専門的知見を報道現場に反映させるなど、被害者の尊厳や回復過程を妨げないための工夫を行うべきだと考える。

以上の点から、被害者少年の実名報道については、被害者支援の視点を軸に据えた慎重な判断が不可欠であると考えた。

## 6. おわりに

本稿では、被害者少年の実名報道をめぐる現状やメリット・デメリットを整理した上で、被害者支援との関係について検討してきた。被害者少年の実名報道は、事件への関心喚起や社会的議論を促す側面を持つ一方で、二次被害や回復過程への悪影響といった深刻な問題を内包している。特に、SNS やインターネットが発達した現代においては、一度公開された情報が長期にわたり拡散され続ける可能性が高く、被害者少年が将来にわたって不利益を被る危険性が増大している。このような環境の変化により、従来の報道機関の倫理規範だけでは、二次被害への対応が十分に行えない可能性

が考えられる。そのため、被害者少年が再び平穏な生活を取り戻すためには、報道機関の自主的な判断に委ねるだけでなく、支援団体や専門機関との連携を行い、被害者支援の視点を組み込んだ取り組みが不可欠である。

今後も、支援団体との連携や SNS 上の二次被害への対策など、様々な面から被害者の立場に立った議論を重ね、被害者支援と調和した報道の在り方を模索していく必要があると考える。